

◎新潟県告示第1254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和6年11月29日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	南魚沼市民病院訪問介護事業所	新潟県南魚沼市六日町2643番地1	南魚沼市病院事業	令和6年10月1日
訪問介護	医療法人徳新会 山北徳新会介護センター	新潟県村上市勝木1340番地1	医療法人徳新会	令和6年10月1日